

別表（第3条関係）

事業区分	1. 園芸用ハウスにおける遮光・遮熱効果のある資材の導入	2. 露地圃場における水源の確保に必要な機器類の導入	3. 新高梨等の園地における改植支援	備考
補助事業者	1. 市町村 2. 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） 3. 農業者 4. 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織、運営及び会計についての規約があるもの。以下同じ。）			・ただし、3. 及び4. についてはやむを得ない事情がある場合に限る。
事業実施主体	1. 市町村 2. 公社 3. 農業者 4. 農業者の組織する団体			
補助要件	1. 農業者等がIoPクラウド「SAWACHI」の利用登録をしている又は申請中であること。 2. 事業を申請する対象ハウス本体が、園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入している若しくは確実に加入すること。 3. 事業実施主体及びその経営している農地が地域計画のうち目標地区に位置付けられていること、又は事業実施年度中に位置付けられることが確実であること。			
補助対象経費	既存の園芸用ハウスにおいて、夏期の高温被害の抑制につながると認められる遮光・遮熱効果のある資材の導入に要する経費。	露地圃場において、灌水設備導入のための水源の確保に必要があると認められる機器類の導入に要する経費。	新高梨等の園地において、高温被害の抑制につながると認められる改植に必要な苗木の導入に要する経費。	・施工費は本事業の補助対象外とする。
補助率	本体価格の3分の1以内	本体価格の3分の1以内	定額 （1株当たり5千円。 ただし10株以上に限る。）	・県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。
補助対象限度額	1戸当たり150万円	1戸当たり150万円	1戸当たり10万円	

園芸用ハウス整備事業及び果樹経営支援対策事業を活用して導入することができる資材や取り組みについては、本事業で併用申請はできないものとする。